

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等の判断基準を次のとおり定める。

平成27年11月9日

五所川原市長 平山誠敏

- 1 法第2条第2項に規定する空家等の状態のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態については、次の表に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）にあると認められる空家等に対し、応急危険度判定を実施し、その総合判定において危険であると判定されたものを特定空家等として認定する。

<p>1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある状態</p> <p>(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。</p> <p>ア 建築物の著しい傾斜 部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるなど</p> <p>イ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等</p> <p>①基礎及び土台</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生している</li><li>・腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生している</li><li>・基礎と土台に大きなずれが発生している など</li></ul> <p>②柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生している</li><li>・腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生している など</li></ul> <p>(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。</p> <p>ア 屋根ふき材、ひさし又は軒</p> <p>①全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生している</p> <p>②緊結金具に著しい腐食がある など</p> <p>イ 外壁 全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているなど</p> <p>ウ 看板、給湯設備、屋上水槽等</p> <p>①転倒が発生している</p> <p>②剥離、破損又は脱落が発生している など</p> <p>エ 屋外階段又はバルコニー</p>
---

①全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生している

②傾斜が見られる など

オ 門又は塀

①全部又は一部においてひび割れや破損が発生している

②傾斜が見られる など

2 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある状態

(1) 地盤条件、構造諸元及び障害状況などから危険な状態になるおそれがある。

(2) 老朽化による変状が発生し、その程度から危険な状態になるおそれがある。

3 上記1及び2のほか周辺の建築物や通行人等に対し、深刻な又は切迫性が高い悪影響をもたらすとして、市長が特に必要と認める状態